

令和7年度  
中学校AI型ドリル導入仕様書

矢 板 市

## 1 目的

創造性を育む学びを実現する「GIGAスクール構想」や学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校においてオンラインドリル教材等を活用した学習が進められている。

本市における更なる学びの充実と学力向上を図るため、AI型ドリルを更新し、その活用に研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

## 2 件名

令和7年度中学校AI型ドリル

## 3 履行場所

矢板市立中学校(3校)

・矢板中学校 ・矢板中学校沢分校 ・片岡中学校

## 4 履行期間

・構築期間:契約日の翌日から令和8年3月31日まで

・利用期間:令和7年7月1日予定から令和8年3月31日まで(9か月分)

## 5 導入環境

利用者

次の者が利用できるライセンスを提供すること。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ・ 矢板市立中学校の生徒    | 630人 |
| ・ 矢板市立中学校の教員    | 80人  |
| ・ 矢板市教育委員会事務局職員 | 5人   |
| 計               | 715人 |

利用場所

本市立小学校での利用のほか、児童の自宅、本市教育委員会事務局等での利用を想定。

前提条件

前提となる条件は次のとおりである。

### (1) 利用端末

Windows10 又は11、ChromeOS、のいずれのOS、Google Chrome、Microsoft Edge、のいずれのブラウザでも動作すること。

本市の整備端末(主な利用端末)は次のとおりであるが、児童用端末は自宅等において使用が想定される。なお、児童用タブレットは、履行期間中(令和7年度8月)に更新予定である。

① 児童用タブレット

ア OS:Chrome OS ※DELL chromebook3100

イ ブラウザ:Google Chrome

※児童用タブレットは、Google 管理コンソールにて管理している。

② 教職員用端末

ア OS:Window11 Pro 64bit

イ ブラウザ:Microsoft Edge 及び Google Chrome

(2)提示装置

① 75型液晶テレビ 数量:70台

※Panasonic TH75LX800(矢板中学校、片岡中学校)

② 65型液晶ディスプレイ 数量:8台

※IOデータ LCDM4K652DS(矢板中学校沢分校)

(3)ネットワーク環境

本市立学校のネットワークは、学習系ネットワークと校務系ネットワーク、校務外部系ネットワークの3層分離となっている。

① 学習系ネットワーク

各校より本市デジタル戦略推進室内にあるサーバーを経由し、インターネットにアクセスするセンター方式を採用している。

② 校務系ネットワーク

本市デジタル戦略推進室内にあるサーバーを経由するセンター方式を採用している。

③ 校務外部系ネットワーク

本市デジタル戦略推進室内にあるサーバーを経由し、インターネットにアクセスしている。

採択教科書

別紙「採択教科書一覧」のとおり

6 履行内容

学習用クラウドサービスの提供

AI型ドリル教材機能要件

- ・インターネットでアクセス可能であり、メンテナンスを除き365日利用できること。
- ・Google Workspace にログインすることで、シングル・サインオンできること。
- ・日本語に対応したユーザーインターフェースを備えていること。
- ・インターネットを経由する全ての通信に対し、SSL/TLS による暗号化を行っていること。

## 学習用クラウドサービスの利用支援(教員研修及び資料提供)

### (1)教員研修

利用開始に当たって、教員が円滑に学習用クラウドサービスを活用できるよう操作説明研修会(導入時研修会)を2回以上実施すること。また、導入後においても、教員の利用促進を図るための活用研修会(導入後研修会)を1回以上実施すること。開催は学校ごとの個別研修ではなく、市が指定する場所における集合研修を想定している。開催時期や内容等は本市に提案し、協議の上、決定すること。

### (2)資料提供

基本的な操作方法や機能提供サービスのマニュアルを提供すること。また、操作場面や機能ごとの動画やチラシなど、教員が確認しやすい体裁の資料を提供すること。

## 学習用クラウドサービスの問合せ対応(電話及びメール等)

### (1)対応方法

#### ① 電話

祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時まで、電話による問合せに対応する窓口を設置すること。

#### ② メール又は問合せフォーム

問合せ専用メールアドレス又は問合せ専用フォームを用意すること。ただし、上記①に記載した時間以外の問合せは翌営業日に一次回答を実施すること。

## 学習用クラウドサービスの設計、設定及び導入支援

### (1)設計業務

中学校の利用端末及びネットワーク環境を十分に理解した上で、設計作業を行うこと。なお、利用端末及びネットワーク環境の詳細は、受託者にのみ開示する。

### (2)設定業務

学習用クラウドサービスのテナントの環境構築等の初期設定を行うこと。

### (3)導入支援業務

学習用クラウドサービスの初期設定(アカウント登録、学習用タブレットへのショートカット作成等)は、本市が別途契約しているICT支援員の受託者が実施するが、その初期設定に係る導入支援を行うこと。

## 7 セキュリティ対策

事業者は、児童に係るデータを管理するため、個人情報保護及び情報セキュリティについてデー

タの暗号化をする等必要十分な対策を行うこと。

(1)認証規格等の取得要件

- ① クラウドサービスを提供する事業者が、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)、又はJIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム規格)を取得していること。
- ② クラウドサービスで利用するサーバが、ISO/IEC27017(クラウドサービスにおける情報セキュリティ規格)又はISO/IEC27018(クラウドサービスにおける個人情報保護規格)を取得した事業者により運用されていること。
- ③ クラウドサービスを提供する事業者が、プライバシーマークを取得していること。

(2)アクセスログ等の記録の提供及び報告

受託者は、本市が求めた場合は、アクセスログやその統計情報をまとめて提供し、本市の利用状況を分析の上、報告すること。

(3)権限管理等

アクセス権限のない者がアクセスできないよう制限する機能を有すること。学校を超えたデータ閲覧が生じないように、教員が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該教員が所属する学校に限定するような適切なアクセス制限を行える環境とすること。

(4)情報資産の取り扱い

- ① パブリッククラウド上で取り扱う保有個人情報については、児童氏名、学年、組、番号、ユーザID、メールアドレス、ユーザ名、パスワード、学習履歴(学習教材、学習時間、学習進度、問題に対する解答、問題に対する得点、問題に対する誤りの内容)に限定すること。
- ② クラウドサービスを提供する事業者は、本業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護(データバックアップを含む)について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び完全性を維持する上で必要な技術的・物理的・人的セキュリティ対策を行うこと。
- ③ クラウドサービスを提供する事業者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えい等を防止すること。
- ④ 受託者は、本市が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

8 その他

(1)受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は個人情報の取扱いに際して、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2)本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は、本市から提供された資料及びデ

ータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してはならない。また、受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は、業務が終了したとき、本市の求めがあったとき又は本業務に必要ななくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。

(3)クラウドサービスを提供する事業者は、契約期間満了時には、本市からの依頼に基づき、クラウドサービス上のサーバにあるデータを消去・削除すること。その際完全に消去・削除されていることを確認できる書類か、適切なデータの取扱いを記載している契約書類等を添付すること。

(4)本業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。

(5)本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、本市に報告し、その指示に従うこと。

(6)その他不明な点がある場合は、本市と事前に協議すること。

## 9 積算範囲

積算範囲は、学習用クラウドサービスの提供及び設定を含めたものであり、以下の条件を基に費用の総額を積算すること。

(1)学習用クラウドサービスの提供に係る費用を含めること。

(2)学習用クラウドサービスの利用支援(教員研修及び資料提供)に係る費用を含めること。

(3)学習用クラウドサービスの問合せ対応(電話及びメール等)に係る費用を含めること。

(4)学習用クラウドサービスの設計、設定及び導入支援に係る費用を含めること。ただし、学習用クラウドサービスの初期設定(アカウント登録、学習用タブレットへのショートカット作成等)は、本市が別途契約しているICT支援の受託者が実施するため、積算には含めないこと。

## 10 契約方法

(1)年度払いとし、契約後に請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(2)消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨てるものとする。

## 11 担当課 教育部 教育総務課